

令和 4 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 5 号	令和 3 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 6 号	令和 3 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 7 号	令和 3 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 8 号	令和 3 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 9 号	令和 3 年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 6 0 号	令和 3 年度上尾市公共下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 6 1 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）……………	別冊
議案第 6 2 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 9 号）……………	別冊
議案第 6 3 号	令和 4 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 4 号	令和 4 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 5 号	市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 6 6 号	上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 6 7 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 6 8 号	上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 6 9 号	工事請負契約の締結について……………	1 3
議案第 7 0 号	財産の取得について……………	1 4
議案第 7 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 5
議案第 7 2 号	上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する協	

	議について……………	2 2
議案第 7 3 号	上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会の廃止に關 する協議について……………	2 6
議案第 7 4 号	市道路線の認定について……………	2 7
議案第 7 5 号	市道路線の廃止について……………	2 8
議案第 7 6 号	教育委員会委員の任命について……………	2 9

議案第 6 5 号

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 3 0 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 5 年上尾市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15, 800 円」を「16, 100 円」に改め、同号イ中「7, 560 円」を「7, 700 円」に改める。

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310, 500 円」を「316, 250 円」に改める。

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 3 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 19 年上尾市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 66 号

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年上尾市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(1) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的

な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該

採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第8条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「勤務日及び」を「勤務日の日数及び」に改め、同号を同条第2号とする。

第16条第3項中「当該非常勤職員が」の次に「勤務時間条例第14条第2項第7号の規定による特別休暇若しくは」を加え、「による育児時間又は」を「による育児時間に相当する時間（以下この項においてこれらを「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間若しくは」に改め、「による介護をするための時間」の次に「に相当する時間」を、「以下」の次に「この項においてこれらを」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の上尾市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

3 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第6号の3中「出産の日後」を「出産の日以後」に改める。

提案理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 67 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 39 の項中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、
同表 40 の項中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表 53
の項中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表 54
の項中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 6 8 号

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成 2 1 年上尾市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項事務の種類欄中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、「同じ。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（同条第 6 項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。）」を加え、同項手数料の名称欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項手数料の金額欄第 1 号アに次のように加える。

（ウ） 建築を伴わない場合 1 万 3, 0 0 0 円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（ア）に次のように加える。

ｃ 建築を伴わない場合 2 万 5, 0 0 0 円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（イ）に次のように加える。

ｃ 建築を伴わない場合 4 万 2, 0 0 0 円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（ウ）に次のように加える。

ｃ 建築を伴わない場合 7 万 8, 0 0 0 円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（エ）に次のように加える。

ｃ 建築を伴わない場合 1 1 万 8, 0 0 0 円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（オ）に次のように加える。

ｃ 建築を伴わない場合 1 7 万 3, 0 0 0 円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（カ）に次のように加える。

ｃ 建築を伴わない場合 3 0 万円

別表 1 の項手数料の金額欄第 1 号イ（キ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 38万6,000円

別表1の項手数料の金額の欄第1号イ(ウ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 45万1,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 8万5,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(ア)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 19万4,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(イ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 30万6,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(ウ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 59万9,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(エ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 106万8,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(オ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 183万2,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(カ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 338万4,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(キ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 483万2,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号イ(ク)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 591万9,000円

別表3の項事務の種類欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項手数料の金額の欄第1号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 6,500円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(ア)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 1万2,500円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(イ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 2万1,000円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(ウ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 3万9,000円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(エ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 5万9,000円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(オ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 8万6,500円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(カ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 15万円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(キ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 19万3,000円

別表3の項手数料の金額の欄第1号イ(ク)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 22万5,500円

別表3の項手数料の金額の欄第2号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 4万2,500円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(ア)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 9万7,000円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(イ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 15万3,000円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(ウ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 29万9,500円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(エ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 53万4,000円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(オ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 91万6,000円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(カ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 169万2,000円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(キ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 241万6,000円

別表3の項手数料の金額の欄第2号イ(ク)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 295万9,500円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を追加したいので、この案を提出する。

議案第 69 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | UDトラックス上尾スタジアム照明設備更新工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 232,980,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市大字小敷谷499番地5
株式会社三進電気工事 |

提案理由

UDトラックス上尾スタジアム照明設備更新工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第70号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和4年8月30日提出

上尾市長 畠山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 消防ポンプ自動車 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 44,154,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

議案第 7 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルスの感染が急拡大したことに伴い、新型コロナウイルス対策事業及び自宅療養者支援事業を継続して実施するため、その経費を計上した令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 7 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 4 年 8 月 4 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和4年度上尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月4日

上尾市長 島山 稔

令和4年度上尾市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,060,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		1,044,848	106,843	1,151,691
	1 繰越金	1,044,848	106,843	1,151,691
歳入	合 計	71,953,434	106,843	72,060,277

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,088,234	106,843	6,195,077
	1 保健衛生費	2,634,167	106,843	2,741,010
歳出	合 計	71,953,434	106,843	72,060,277

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	1,044,848	106,843	1,151,691
歳入合計	71,953,434	106,843	72,060,277

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	6,088,234	106,843	6,195,077	0	0	0	106,843
歳出合計	71,953,434	106,843	72,060,277	0	0	0	106,843

2 歳 入

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明	補正額 (累計)
				区	金額		
1 繰越金	1,044,848	106,843	1,151,691	106,843	繰越金	106,843	106,843 (1,151,691)
計	1,044,848	106,843	1,151,691				

単位：千円

3 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
		特定財源		一般財源				
		国県支出金	地方債					
1 保健衛生総務費	780	0	0	780	1報酬 会計年度任用職員報酬 3人 8旅費 会計年度任用職員費用弁償	766 766 (28,747)	(職員課) ○会計年度任用職員人件費 1報酬 8旅費	780 (32,926) 766 (28,747) 14 (716)
2 予防費	106,063 (1,327,136) (1,433,199)	0	0	106,063	10需用費 消耗品費 11役務費 通信運搬費 18負担金、補助及び交付金 P C R 検査等助成金	85,341 85,341 (112,854) 11,869 11,869 (21,103) 8,853 8,853 (17,397)	(健康増進課) ○新型コロナウイルス対策事業 18負担金、補助及び交付金 ○自宅療養者支援事業 10需用費 11役務費	8,853 (18,348) 8,853 (17,397) 97,210 (132,547) 85,341 (111,373) 11,869 (17,016)
計	106,843 (2,634,167) (2,741,010)	0	0	106,843				

単位：千円

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,799) 1,309	1,151,845	5,181,443	3,547,595	12,521,379	
補 正 前	(1,796) 1,309	1,151,079	5,181,443	3,547,595	12,520,613	
比 較	(3) 0	766	0	0	766	

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 前	130,524	325,044	81,544	76,691	22,261	529,674	1,992	124,500	2,255,365
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

会 計 年 度 任 用 職 員

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,746)	1,151,845	154,172	216,340	1,703,006	
補 正 前	(1,743)	1,151,079	154,172	216,340	1,702,240	
比 較	(3) 0	766	0	0	766	

()内は、パートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	地 域 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当
補 正 後	9,443	2,704	204,193
補 正 前	9,443	2,704	204,193
比 較	0	0	0

議案第 7 2 号

上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する協議について

伊奈町から消防事務の委託を受けることに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により協議により別紙規約を定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

伊奈町から消防事務の委託を受けることに関し、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により協議により別紙規約を定めたいので、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。

別紙

上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 伊奈町は、次に掲げる事務の管理及び執行を上尾市に委託する。

(1) 消防に関する事務（消防団に係るもの並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）

(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）の規定により伊奈町が処理することとされた事務のうち次に掲げるもの

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条の規定により上尾市に委託される事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、上尾市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊奈町の負担とし、これを上尾市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、上尾市長が伊奈町長と協議して定める。

(予算)

第4条 上尾市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を上尾市一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入（地方債を除く。）は、全て上尾市の収入とする。

(予算の残額)

第6条 上尾市長は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを当該年度の出納の閉鎖までに伊奈町

長に返還するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 上尾市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を伊奈町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 上尾市長及び伊奈町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回以上定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、上尾市長又は伊奈町長が必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第9条 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、当該条例等の案を伊奈町に通知しなければならない。

2 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに、当該条例等を伊奈町に通知しなければならない。

3 伊奈町は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、上尾市長と伊奈町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 伊奈町長は、この規約の施行の際現に委託事務の管理及び執行について適用される条例等が存在するときは、当該条例等が伊奈町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止の場合の措置)

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管

理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、上尾市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金の処分は、上尾市長と伊奈町長が協議して定めるものとする。

議案第 73 号

上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会の廃止に関する協議について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、令和 5 年 3 月 31 日をもって上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会を協議により廃止することについて、同条においてその例によることとされた同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

令和 5 年 3 月 31 日をもって上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会を協議により廃止したいので、地方自治法第 252 条の 6 においてその例によることとされた同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。

議案第74号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和4年8月30日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
21906号線	上尾市今泉四丁目4番 地先	上尾市今泉四丁目2番 地先	

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第75号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和4年8月30日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
20596号線	上尾市大字今泉字稻荷 前255番地先	上尾市大字川字台辻2 89番地先	

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第76号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和4年8月30日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

小池 智 司

○○○○○○○○○○

提案理由

教育委員会委員小池智司氏の任期は、令和4年9月30日で満了となるが、同氏を再び任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出する。

